

第 5 節 特別支援学校

1 取得方法の概要

(1) 免許状の種類

ア	特別支援学校教諭免許状（2種・1種・専修）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">教育の領域 …</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;"> 視覚障害者に関する教育の領域 聴覚障害者に関する教育の領域 知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域 </div> </div>
イ	特別支援学校自立教科教諭免許状（2種・1種）	取得できる免許状の種類…理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術・工芸・被服）
ウ	特別支援学校自立活動教諭1種免許状	取得できる免許状の種類…視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
※ 平成19年3月31日までに授与された盲・聾・養護学校教諭免許状は、それぞれの領域の特別支援学校教諭免許状とみなされる。（詳細は第1章第2節を参照）		

(2) 免許状の授与と新たな特別支援教育領域の追加

	<p>既に特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校免許状を含む。）を取得している場合、同種類の他の特別支援教育領域を定める免許状を取得する場合は、新たな特別支援教育領域を追加することとなり、新規に免許状の授与を受けることはできません。</p> <p>なお、新たな特別支援教育領域の追加を申請する場合は、領域を追加しようとする免許状を授与した都道府県に対して申請することとなり、申請方法、単位の修得方法等についても各都道府県の定めによることとなります。</p>
例1	<p>特別支援学校教諭2種免許状（視覚障害者に関する教育の領域）を有している場合、新規に2種免許状（知的障害者に関する教育の領域）を授与することはできない。</p> <p>この場合、特別支援学校教諭2種免許状（視覚）に知的障害者に関する教育の領域を追加することとなり、2種免許状（視覚）を授与した都道府県に対して新たな特別支援教育領域の追加を申請することとなる。</p>
例2	<p>養護学校教諭2種免許状を有している場合、特別支援学校教諭2種免許状（知・肢・病）を有しているとみなされるので、特別支援学校教諭2種免許状（視覚障害者に関する教育の領域）を授与することはできない。</p> <p>この場合、養護学校教諭2種免許状を授与した都道府県に対し、視覚障害者に関する教育の領域の追加を申請することとなる。</p>

(3) 取得方法及び新たな特別支援教育領域の追加の区分

注意事項	ア 平成19年4月1日施行の免許法（以下「新法」という。）により免許状を取得する。 イ 平成10年7月1日施行の免許法（以下「旧法」という。）により免許状を取得できる場合がある。 ウ 申請書類区分は、第11節の「申請方法及び申請書類」による。					
免許状及び教科等の種類	取得方法の区分 (取得方法の区分が2以上ある場合、いずれかを選択する。)	掲載 ページ	申請書類区分 番号	根拠法		
特別支援学校教諭免許状	2種免許状	大学等で新たに免許状を取得する場合	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有し、特支別表1により単位を修得する。	1	特支別表1…P86 旧特殊別表1…P98	免許法別表第1
	経験年数及び単位の修得により免許状を取得する場合	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有し、経験年数に応じ、特支別表7-1により単位を修得する。	9	特支別表7-1…P87~88	免許法別表第7	

免許状及び教科等の種類		取得方法の区分 (取得方法の区分が2以上ある場合、いずれかを選択する。)		掲載 ページ	申請書類区分 番号	根拠法
特別支援学校 教諭 免許 状	1 種 免 許 状	大学卒業等で新たに免許状を取得する場合	学士の学位を有し、かつ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有し、特支別表1により単位を修得する。 ※学士の学位には、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。	特支別表1…P86 旧特殊別表1 …P98	1	免許法別表第1
		2種免許状から1種免許状を取得する場合	特別支援学校教諭2種免許状(盲・聾・養護学校教諭2種免許状を含む。)取得後に、経験年数に応じ、特支別表7-2により単位を修得する。	特支別表7-2 …P89~90	7	免許法別表第7
	専 修 免 許 状	大学院修了等で新たに免許状を取得する場合	修士の学位を有し、かつ、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を有し、特支別表1により単位を修得する。 ※修士の学位には、大学院又は大学の専攻科課程に1年以上在学し30単位以上修得した場合を含む。	特支別表1…P86 旧特殊別表1 …P98	1	免許法別表第1
		1種免許状から専修免許状を取得する場合	特別支援学校教諭1種免許状(盲・聾・養護学校教諭1種免許状を含む。)取得後に、経験年数に応じ、特支別表7-3により単位を修得する。	特支別表7-3 …P91	7	免許法別表第7
特別支援学校 自立教科教諭 免許状 (2種免許状) (1種免許状)	特別支援学校において自立教科を担当する免許状を取得する場合	免許法第4条の2による。	特支法4条の2 …P96~97	12 13	免許法 第4条の2	
特別支援学校 自立活動教諭 1種免許状	資格認定試験合格による場合	免許法第16条第1項による。令和6年度~休止。	第10節「資格認定試験」 …P121	4	免許法第16 条第1項	
新たな特別支援 教育領域の追加 (北海道教育委員 会が授与した 免許状所有者に 限る。)	単位を修得し、新たな特別支援教育領域を追加する場合	施行規則第7条第4項	特支施行規則第7条 第4項 …P92	14	施行規則 第7条第4項	
	経験年数及び単位の修得により新たな特別支援教育領域を追加する場合	施行規則第7条第6項	特支施行規則第7条 第6項 …P93	15	施行規則 第7条第6項	

(4) 道内の認定課程を有する大学、短期大学及び養成機関の状況 [令和5年度現在]

◎…専修、1種 ○…1種 □…専修のみ △…2種

<大学>

大学名	免許状の区分	特別支援学校				
		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
北海道大学				◎		
北海道教育大学 札幌校				◎	◎	◎
函館校				◎		
旭川校				◎		
釧路校				◎	◎	◎
名寄市立大学				○	○	○
星槎道都大学				○	○	○
藤女子大学				○	○	○
北星学園大学				○	○	○
北翔大学				◎	◎	◎
札幌大学				○	○	○
札幌学院大学				○	○	○
北海道医療大学				○	○	○
北海道文教大学				○	○	○

(5) 全国大学通信教育開設状況 [令和5年度現在]

文部科学省のホームページを参照してください。[教員免許状を取得可能な大学]

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/

※ 放送大学（大学院）は、認定課程を有していない大学のため、免許法別表第1により新たな免許状を取得する場合の単位として使用することはできません。

なお、北海道においては、現在のところ、免許法別表第7を根拠に特別支援学校教諭2種免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域）を取得する場合の単位としては使用することを認めております。

2 新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		特支	別表1				
基礎資格	特別支援学校教諭 2種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。					
	特別支援学校教諭 1種免許状	学士の学位を有すること及び幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 * 学士の学位を有することには、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。					
	特別支援学校教諭 専修免許状	修士の学位を有すること及び幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 * 修士の学位を有することには、大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。					
所要単位の 教育に 関する 科目	科 目		最低修得単位数				
			2種		1種	専修	
	特別支援教育の基礎理論に関する科目	注4 注5	2		2	2	
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	4	1	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1	2	2	8
	注6	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的、肢体、又は病弱	1	2	1	4
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1	2	2	4
	合計単位数			8	16	16	
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	免許状に定める以外の全ての領域	3		5	5
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
注1	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。）		注5 注8	3	3	3	
注2	計		16	26	26		
注3	専修免許状に係る特別支援教育に関する科目		注9			24	
	合計単位数		16	26	50		
<p>注1 旧法の規定により修得した単位は、新法に読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注2 「特別支援教育に関する科目」の単位は、特別支援学校の教諭の免許状の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注3 (1) 1種免許状を取得する場合、既に2種免許状を有しているときは、この表の2種免許状に相当する単位は、修得済とみなす。 (2) 専修免許状を取得する場合、既に1種免許状を有しているときは、この表の1種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>注4 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。</p> <p>注5 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の単位は、全ての領域について共通に使用できる。</p> <p>注6 特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。以下同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。 (1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。） (2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）</p> <p>注7 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（重複・LD等領域）のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p> <p>注8 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の単位は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数1年につき1単位の割合で、この表に掲げる「特別支援教育に関する科目」の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができる。</p> <p>注9 「専修免許状に係る特別支援教育に関する科目」の24単位は、大学院又は大学の専攻科において修得するものとする。</p>							

3 教員の経験により特別支援学校教諭2種免許状を取得する方法

所要資格		特支	別表7-1		
授与を受けようとする免許状		特別支援学校教諭 2種免許状			
有することが必要な免許状		幼稚園、小学校、中学校 又は高等学校の教諭 の普通免許状			
経験年数 注1		3年			
最低修得単位数 注2		6			
所 要 の 単 位	特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	特別支援教育の基礎理論に関する科目 注3			
		特別支援教育領域に関する科目 注4 注5	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚・聴覚 2 2 知的・肢体・病弱 1 1 1	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心理等1＋教育課程等1 合わせて2	心理等＋教育課程等 合わせて1
		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 注6	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
自由選択科目		合計単位数が6単位数に満たない場合は、「特別支援教育に関する科目」の中から選択して、合計6単位数以上となるように修得する。			
合計単位数		6単位数以上			

注1 経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員として勤務した期間（養護教諭は含まれない）。

注2 最低修得単位数は、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。

注3 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の単位は、全ての領域について共通に使用できる。

注4 特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。以下同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。なお、免許状教育領域の科目は、それぞれの領域を「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。

(1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」1単位（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」1単位（以下「教育課程等に関する科目」という。）を合わせて2単位以上（それぞれの事項を含む。）。

(2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて1単位以上（それぞれの事項を含む。）。

注5 免許状教育領域ごとに必要な単位を修得すること。

* 視覚・聴覚の2領域を定める場合、それぞれ2単位数以上計4単位数以上を修得する。

* 知的・肢体・病弱の3領域を定める場合、それぞれ1単位数以上計3単位数以上を修得する。

注6 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項（以下「重複・LD等領域」という。）のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。なお、「重複・LD等領域」については「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。

【単位の修得例】～特別支援学校教諭 2 種免許状～

授与を受けようとする特別支援教育領域		知的障害者	知的障害者 肢体不自由者	知的障害者 肢体不自由者 病弱者	視覚障害者
最低修得単位数		6			
所 支 援 教 育 の 単 位	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1	1	1	1
		特別支援教育領域に関する科目	知的障害者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1 病弱者 1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				
	特別支援教育領域に関する科目	知的障害者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1 病弱者 1	視覚障害者 2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2	2	2	2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・病弱者の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、視覚・聴覚の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、聴覚・知的・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
自由選択科目	2	1	0	1	
合計単位数	6	6	6	6	

4 上級免許状を取得する方法

(1) 2種免許状から1種免許状を取得する場合

所要資格		特支	別表7-2								
授与を受けようとする免許状		特別支援学校教諭 1種免許状	<p>注1 経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員として勤務した期間（養護教諭は含まれない）。</p> <p>注2 最低修得単位数は、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。</p> <p>注3 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の単位は、全ての領域について共通に使用できる。</p> <p>注4 特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。以下同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。なお、免許状教育領域の科目は、それぞれの領域を「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。</p> <p>(1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」1単位（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」1単位（以下「教育課程等に関する科目」という。）を合わせて2単位以上（それぞれの事項を含む。）。</p> <p>(2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて1単位以上（それぞれの事項を含む。）。</p> <p>注5 免許状教育領域ごとに必要な単位を修得すること。 * 視覚・聴覚の2領域を定める場合、それぞれ2単位以上計4単位以上を修得する。 * 知的・肢体・病弱の3領域を定める場合、それぞれ1単位以上計3単位以上を修得する。</p> <p>注6 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項（以下「重複・LD等領域」という。）のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。なお、「重複・LD等領域」については「中心となる領域」として設定された科目を修得すること。</p>								
有することが必要な免許状		特別支援学校教諭 2種免許状									
経験年数 注1		3年									
最低修得単位数 注2		6									
所要 の 単 位	特別支援教育の基礎理論に関する科目 注3	0									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>視覚</th> <th>聴覚</th> <th>知的</th> <th>肢体</th> <th>病弱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	2	2	1	1
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱						
	2	2	1	1	1						
	特別支援教育領域に関する科目 注4 注5	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目									
	特別支援教育領域に関する科目 注5	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目									
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 注6	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2									
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目										
自由選択科目	合計単位数が6単位に満たない場合は、「特別支援教育に関する科目」の中から選択して、合計6単位以上となるように修得する。										
合計単位数	6単位以上										

【単位の修得例】～特別支援学校教諭1種免許状～

授与を受けようとする特別支援教育領域		知的障害者	知的障害者 肢体不自由者	知的障害者 肢体不自由者 病弱者	視覚障害者
最低修得単位数		6			
所 支 援 教 育 の 単 位	特別支援教育の基礎理論に関する科目	0	0	0	0
		特別支援教育領域に関する科目	知的障害者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1	知的障害者 1 肢体不自由者 1 病弱者 1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目				
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目				
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	2	2	2	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・肢体・病弱者の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し視覚・聴覚・病弱者の領域を含む科目を修得する。	「重複・LD等領域」は、「中心となる領域」として設定された科目を修得し、視覚・聴覚の領域を含む科目を修得する。
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					
自由選択科目	3	2	1	2	
合計単位数	6	6	6	6	

(2) 1種免許状から専修免許状を取得する場合

所 要 資 格		特支	別表 7 - 3
授与を受けようとする免許状		特別支援学校教諭 専 修 免 許 状	<p>注1 経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する特別支援学校の教員として勤務した期間。</p> <p>注2 最低修得単位数は、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とし、大学院又は大学の専攻科で修得する。</p>
有することが必要な免許状		特別支援学校教諭 1 種 免 許 状	
経 験 年 数 注1		3年	
最低修得単位数	特別支援教育に関する科目 注2	15	

5 既取得免許状に新たな特別支援教育領域を追加する方法

※ 既に特別支援学校教諭免許状（盲・聾・養護学校教諭免許状を含む。）を取得している場合、同種類の他の特別支援教育領域を定める免許状を取得する場合は、新たな特別支援教育領域を追加することとなります。新たな免許状の授与を受けることはできませんので留意して下さい。

（1）単位の修得により新たな特別支援教育領域を追加する場合（教員の経験を必要としない場合）

所要資格			特支	施行規則第7条第4項
	追加しようとする領域	科目	追加の定めを受けようとする免許状	
			専修・1種免許状	2種免許状
所 要 の 単 位	特別支援教育に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（心理等に関する科目） 知的障害者に関する教育の領域 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（教育課程等に関する科目） 聴覚障害者に関する教育の領域 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（教育課程等に関する科目） 肢体不自由者に関する教育の領域 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（教育課程等に関する科目） 病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域	8 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上を含む	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上を含む
			8 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上を含む	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上を含む
			4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上を含む
			4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上を含む
			4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：2単位以上を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上を含む
<p>※ 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合に、当該領域を定めた2種免許状を有する場合（所要資格を得ている場合又は新教育領域の追加の定めを受けることができるものである場合を含む。）は、2種免許状に当該領域の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を修得したものとみなす。（具体例については94～95ページ「2種免許状を有する場合の単位差の利用」参照のこと）</p> <p>※ 新教育領域の追加の定めを受けようとする場合、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。この場合に免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目について修得した単位数が当該科目の最低修得単位数に不足することとなるときは、当該科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。（具体例については95ページ「第3欄科目として修得した単位の使用について」参照のこと）</p>				

(2) 教員の経験年数を利用して、教育職員検定により新たな特別支援教育領域を追加する場合

所要資格			特支	施行規則第7条第6項
	追加しようとする領域	科目	追加の定めを受けようとする免許状	
			専修・1種免許状	2種免許状
在職年数 (特別支援学校教諭免許状を取得した後の在職年数に限られない。)			1年 当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担任する教員としての勤務年数に限る。	1年 特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼保連携型認定こども園の教員として勤務した期間。
所 要 の 単 位	特別支援教育に関する科目 ※	視覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
		聴覚障害者に関する教育の領域	4 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 を含む
		知的障害者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む
		肢体不自由者に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む
		病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域	2 心理等に関する科目：1単位以上 教育課程等に関する科目：1単位以上 又は 教育課程等に関する科目：1単位以上 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む	1 心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目：1単位以上 を含む
<p>※ 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合に、当該領域を定めた2種免許状を有する場合（所要資格を得ている場合又は新教育領域の追加の定めを受けることができるものである場合を含む。）は、2種免許状に当該領域の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を修得したものとみなす。（94～95ページ「2種免許状を有する場合の単位差の利用」と同様の扱いとなる。）</p> <p>※ 新教育領域の追加の定めを受けようとする場合、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位（新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものに限る。）をもって、これに替えることができる。この場合に免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目について修得した単位数が当該科目の最低修得単位数に不足することとなるときは、当該科目について、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。（95ページ「第3欄科目として修得した単位の使用について」と同様の扱いとなる。）</p>				

※ 2種免許状を有する場合等の単位差の利用

(1) 追加しようとする領域を定めた2種免許状を所有している場合について

特別支援学校教諭1種免許状に新教育領域を追加する場合において、次の①～③の場合には、二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は既に修得したものとみなされる。

単位差を適用する場合は、1種免許状に新教育領域を追加するために必要な単位数から、2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位数を差し引いた単位を修得する。（施行規則第10条の2第4項）。

- ① 当該領域を定めた2種免許状を所持している場合
- ② 当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合
- ③ 特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

(例) 2種免許状(視)を有する者が1種免許状(聴)に視の領域を追加する場合

1種免に視の領域を追加するのに必要な単位数	2種免に視の領域を追加するのに必要な単位数	2種免許状(視)を有する者が1種免許状に視の領域を追加する場合に必要な単位数
視 8単位	視 4単位	視 4単位(8-4単位) (教育課程等に関する科目:1単位以上を含む)

(単位差活用の例)

① 当該領域を定めた2種免許状を所持している場合

【例1】教育職員検定(別表第7)により、特別支援学校教諭2種免許状(視・聴)を取得した場合、その際に取得した特別支援教育科目は視覚2単位・聴覚2単位である。

この者が、1種免許状(知・肢・病)を所持しており、施行規則第7条第4項の規定により、所要単位のみで当該免許状に視・聴の領域を追加しようとする場合、2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位(視覚4単位・聴覚4単位)は、すでに修得したものと見なされる(実際に修得しているのは視覚2単位・聴覚2単位である。)

この場合、視・聴の2種を所持しているため、次の単位を修得する。

視 $8 - 4 = 4$ 単位(教育課程等に関する科目1単位を含む)

聴 $8 - 4 = 4$ 単位(教育課程等に関する科目1単位を含む)

② 当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合

【例2】上記①の場合で、教育職員検定(別表第7)により特別支援学校教諭2種免許状(視・聴)を授与されるための所要資格を取得したが、その後授与申請をせず、実際には免許状を授与されていない場合にも、同様に施行規則第7条第4項の規定により2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位(視覚4単位・聴覚4単位)は、すでに修得したものと見なされる(実際に修得しているのは視覚2単位・聴覚2単位である。)

この場合に修得すべき単位は上記①と同じである。

③ 特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合

【例3】特別支援学校教諭2種免許状(視)を取得している者が、教育職員検定(施行規則第7条第6項)により当該免許状に聴の領域を追加するための要件を満たした場合、その際に取得した特別支援教育科目は聴覚2単位である。

この者が、1種免許状(知・肢・病)を所持しており、施行規則第7条第4項の規定により、当該免許状に聴の領域を追加しようとする場合、施行規則第7条第3項の規定により2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位(聴覚4単位)は、すでに修得したものと見なされる(実際に修得しているのは聴覚2単位である。)

この場合、2種に追加しようとする聴の必要単位を修得しているとみなして、次の単位を修得する。

聴 $8 - 4 = 4$ 単位(教育課程等に関する科目1単位を含む)

(2) 追加しようとする領域を定めた2種免許状の授与を受けるために単位を修得している場合で、特別支援学校教諭1種免許状に新教育領域を追加する場合において、2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限として、次の単位を1種免許状に係る単位数に含めることができる。

① 当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるために修得した単位

例) 短期大学において特別支援学校教諭2種免許状(視・聴)の授与を受けるための単位の一部(例えば、視覚2単位、聴覚4単位)を修得した者が、その後、特別支援学校教諭2種免許状(聴)を授与され(視覚の領域については必要単位が不足していたため定められなかった)、その後1種免許状(聴)を取得したような場合、短期大学において修得した視覚2単位を、当該1種免許状に視覚の領域を追加するための単位に含めることができることとする(ただし、2種免許状に視覚の領域を追加する際の単位数(4単位)を上限とする。)

② 2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位

例) 特別支援学校教諭2種免許状(聴)を所持する者が、短期大学において当該免許状に視覚の領域を追加するための単位の一部(例えば視覚2単位)を修得していて、その後1種免許状(聴)を取得したような場合、短期大学において修得した視覚2単位を、当該1種免許状に視の領域を追加するための単位に含めることができる(ただし、2種免許状に視の領域を追加する際の単位数(4単位)を上限とする。)

※ 第3欄科目として修得した単位の使用について

新教育領域の追加のために必要な単位は、免許状の授与を受けた際又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位をもってこれに替えることができる。(施行規則第7条第5項、施行規則第7条第5項の準用、施行規則第7条第7項)。

第3欄の単位を第2欄に当てた場合、第3欄の最低修得単位数に不足が生じるときは、さらにその不足する単位数を修得する必要があります。

(例) 特別支援学校教諭1種免許状(知・肢・病)に施行規則第7条第4項により視の領域を追加する場合

第1欄	2単位	2単位	
第2欄	16単位	16単位	
	知的 6単位	知的 6単位	
	肢体 6単位	肢体 6単位	
	病弱 4単位	病弱 4単位	
		視覚 7単位 + 1単位	→ 視覚7単位を新たに取得
第3欄	5単位	5単位	
	視覚 1単位	視覚 0単位	
	聴覚 1単位	聴覚 1単位 + 1単位	
	重複LD 3単位	重複LD 3単位	
			→ 第3欄単位が1単位不足するので、新たに聴覚1単位の取得が必要
第4欄	3単位	3単位	

特別支援学校教諭1種免許状(知・肢・病)を取得した者が、第3欄科目として視覚1単位、聴覚1単位、重複・LD等3単位を修得していたような場合、この者が更に視覚の領域を追加する場合には、取得が必要な視覚8単位について、第3欄科目として既修得の視覚1単位をもって替えることができ、第2欄科目としては残り7単位を新たに修得すれば良いこととなる。その際、第3欄科目が1単位足りなくなるため、聴覚又は重複・LDに係る単位を1単位修得することが必要になる。

この場合の第3欄の単位は、視覚を中心とする領域として修得したものとする(含む領域で修得した単位は第2欄に使用できない)。

※ いずれも、これらの領域が中心となる領域として設定されている科目に限る。

6 自立教科教諭免許状を取得する方法

- (1) 特別支援学校自立教科教諭2種免許状を取得する場合
ア 基礎資格を有することにより取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類	理 療 注1	理 学 療 法 注2	音 楽	理 容 注3	特 殊 技 芸		
					美術	工芸	被服
基礎資格	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学したこと。	次に掲げる科目の単位を含めて計16単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 4単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 7単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る3単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと。		文部科学部大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと。		

- イ 教育職員検定により上級免許状を取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類	理 療 注1	理 学 療 法 注2	音 楽	理 容 注3	特 殊 技 芸		
					美術	工芸	被服
有することが必要な免許状	特別支援学校自立教科助教諭免許状						
経験年数 注4	5年						
最低修得単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	4	4	単 位 不 要		
	特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	2	2			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
	注5 理療に関する科目	9					
	注7 音楽に関する科目			4			
	特殊技芸の教科に関する科目 注6				美術 4	工芸 4	被服 4
合計単位数	15	6	10		10		

注1 理療の免許状の授与を受けようとする場合、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を有する場合を除き、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許のいずれかを有していない者には授与しない。

注2 理学療法の免許状の授与を受けようとする場合、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定による理学療法士の免許を有することが必要である。

注3 理容の免許状の授与を受けようとする場合、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和23年法律第67号）の規定による理容師免許及び美容師免許のいずれかを有していることが必要である。

注4 経験年数は、有することが必要な免許状取得後にそれぞれ該当する特別支援教育領域の教育を行う特別支援学校の教員として勤務した期間とする。

注5 旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た単位に限る。

注6 受けようとする教科（美術・工芸・被服）に係る科目に関する単位を修得する。

注7 最低修得単位数は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ該当する特別支援教育領域についての教育を中心として修得する。

また、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。

(2) 特別支援学校自立教科教諭1種免許状を取得する場合
ア 基礎資格を有することにより取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類	理療 注1	理学療法 注2	音楽	理容 注3	特支 法4条の2 特殊技芸		
					美術	工芸	被服
基礎資格	イ 文科学部大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。 ロ 医師免許を受けていること。	次に掲げる科目の単位を含めて計26単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 8単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 13単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る5単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。				文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。

イ 教育職員検定により上級免許状を取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類	理療 注1	理学療法 注2	音楽	理容 注3	特殊技芸		
					美術	工芸	被服
有することが必要な免許状	特別支援学校自立教科教諭2種免許状						
経験年数 注4	5年		10年				
最低修得単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	3	単位不要	単位不要	単位不要	
	特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目						
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
	注5 注7 理療に関する科目	7					
音楽に関する科目							
特殊技芸の教科に関する科目 注6							
合計単位数	10	3					

注1 理療の免許状の授与を受けようとする場合、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を有する場合を除き、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許のいずれかを有していない者には授与しない。

注2 理学療法の免許状の授与を受けようとする場合、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定による理学療法士の免許を有することが必要である。

注3 理容の免許状の授与を受けようとする場合、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和23年法律第67号）の規定による理容師免許及び美容師免許のいずれかを有していることが必要である。

注4 経験年数は、有することが必要な免許状取得後にそれぞれ該当する特別支援教育領域の教育を行う特別支援学校の教員として勤務した期間とする。

注5 旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た単位に限る。

注6 受けようとする教科（美術・工芸・被服）に係る科目に関する単位を修得する。

注7 最低修得単位数は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ該当する特別支援教育領域についての教育を中心として修得する。

また、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。

7 旧法により免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		旧特殊	別表 1			
基礎資格	2種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。				
	1種免許状	* 学士の学位を有し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 * 学士の学位を有することには、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。				
	専修免許状	* 修士の学位を有し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 * 修士の学位を有することには、大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。				
所要単位の	科 目		最低修得単位数		<p>注1 旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注2 「特殊教育に関する科目」の単位は、授与を受けようとする免許の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注3 (1) 1種免許状を取得する場合、既に2種免許状を有しているときは、この表の2種免許状に相当する単位は、修得済とみなす。 (2) 専修免許状を取得する場合、既にその1種免許状を有しているときは、この表の1種免許状に相当する単位は、修得済とみなす。</p> <p>注4 「教育の基礎理論に関する科目」は、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。</p> <p>注5 盲学校、聾学校又は養護学校の免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎理論に関する科目」の単位は、盲学校、聾学校又は養護学校のいずれかの免許状の授与を受ける場合の「教育の基礎理論に関する科目」の単位をもってあてることができる。</p> <p>注6 各科目の単位は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校の教育を中心に修得する。</p> <p>注7 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の単位は、免許状の種類に応じ、それぞれ盲学校、聾学校又は養護学校の教員として良好な成績で勤務した経験年数1年につき1単位の割合で、この表に掲げる「特殊教育に関する科目」（自由選択科目を除く。）の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができる。</p> <p>注8 「自由選択科目」の単位は、免許状の種類に応じ、大学等が「特殊教育に関する科目」として開講している科目の単位を修得する。</p> <p>注9 「専修免許状に係る自由選択科目」の24単位は、免許状の種類に応じ、大学院又は大学の専攻科で修得する。</p>	
	教育に関する科目	教育の基礎理論に関する科目 注4 注5	2	4		4
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 注6	4	6		6
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 注6	4	6		6
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 注6 注7	3	3		3
		自由選択科目 注8		4		4
		計	13	23		23
	注1					
	注2	専修免許状に係る自由選択科目 注9				24
	注3					
	合計単位数	13	23	47		